

**新興感染症に係る協定締結医療機関施設・設備整備費補助金（二次募集）について  
～過去に新型コロナウイルス感染症対策等として府から補助金交付を受けている場合  
は申請不可の可能性ががあります。詳細はホームページご参照下さい。～**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大阪府より標記通知が発出されましたので、情報提供申し上げます。

同通知は、本年4月にご案内した「新興感染症に係る協定締結医療機関施設・設備整備費補助金」制度に関し、二次募集を実施する旨、知らせるものです。

協定締結医療機関が本補助金を活用するためには、事業計画の提出が必須となり、府から協定締結医療機関に対しては関係通知などが直送されます。

貴会におかれましてはご了承の上、関係機関への周知方ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1) 補助対象となる医療機関について

**令和6年9月1日時点で大阪府と感染症法第36条の3第1項に基づく協定（病床確保、発熱外来、自宅療養者への医療の提供のいずれかを含む）を締結している医療機関。**

※過去に新型コロナウイルス感染症対策として府から同種の補助金（別紙/下記ホームページ参照）の交付を受けている場合や、本補助金の第一次募集において事業計画を提出している場合においては、過去の補助金や第一次募集で計画提出した区分と同区分についての補助金の交付は受けられません。



2) 補助対象経費について

交付要領案、又は案内資料をご確認下さい（詳細は大阪府ホームページご参照）。

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/o100050/iryo/osakakansensho/kyoutei-hojo.html>

※財源となる国庫の交付要綱が正式に施行されていないため、府交付要領も現時点の案であり、正式に施行する際は改めてお知らせします。

3) 交付のための手続きについて

(1) 事業計画について

大阪府行政オンラインシステムにより、事業計画書の提出が必要です。

URL : <https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>



**【提出期限】令和6年8月9日（金）まで 厳守**

※様式のダウンロード及び必要書類等の確認は同システムから行っていただくこととしています。

※事業計画の提出がない場合、補助金の交付は受けられません。

※事業計画の提出後、府から当該計画に基づく交付上限額の内示を行います。（9月頃予定）  
内示前に着工された場合は、補助対象となりませんのでご了承ください。

(2) 交付申請及び実績報告について現時点では時期未定です。確定次第、お知らせ。

4) 問い合わせ先：大阪府健康医療部保健医療室感染症対策課事業推進グループ

電話：06-4397-3248（平日9時～18時まで）